

今日殿下拜禮一定可候云々、午刻可參入候也、件儀貴命尤可然、但儀制令曰、元日不得拜親王以下、但親戚親者、內親也、戚者、外戚也、及家令以下不在禁限者、此事外人不來親昵、依致此禮儀、不憚歎、如何、恐々謹言、

正月一日

權大納言

〔日次紀事正月〕四日 農民來賀凡禁裏院中御領民人、其外家領之農夫、各來其本所賀新年、則與餅酒而祝之、

〔日本歲時記正月〕五日、采地ある人は、此頃領内の農人多く來賀す、必飯饌酒肉を與ふべし、一年の初の饗なる故に、分に隨て美饌を與ふべし、農は是四民の本なり、その稼穡の功によりて身をやしなふ事なれば、卑賤なりとておろそかにすべからず、是采地をたもつ事を祝し、且去年の農功にむくゆる意なり、又道路に醉人多きは太平の象なりと、古人もいへり、

〔正實事錄九〕元祿十二己卯年

一明後十日朝、保田越前守様宗郷江、町奉行、戸町奉行、町中名主之御禮、御請被成候間、さかやきを剃、麻對之上下を著し、十日朝明六箇時、越前守様御番所腰懸迄參著可仕候、若病氣ニ而不罷出候ハ、其斷今明日中ニ樽屋所江可申來候、十日朝雨降候ハ、罷出義致無用ニ重而相觸次第ニ可罷出候、以上、

正月八日

町年寄三人

〔憲教類典三年ノ一行事〕寶永二乙酉年十二月十五日

覺略○中

一年頭者三日より七日迄之内、美濃守老中右京大夫伊賀守若年寄中江者、不込合様勝手次第可

被參候、略○中

十二月